

# GW期間中のマイナンバーカード関係手続の一部停止について

システムの更改作業実施に伴い、以下のとおり、マイナンバーカード関係手続の一部が停止されます。

これに伴い、マイナンバーカード関係手続について、以下のとおり影響が発生するため、期間中の手続についてご注意ください。

## 停止期間

令和5年4月29日（土）～5月7日（日）

## 実施できない手続

- ・電子証明書の新規発行・更新・失効（※1）
- ・転居・転入があった場合のマイナンバーカードの住所変更（※2）
- ・マイナンバーカードの暗証番号の初期化（ロックの解除）・再設定（※3）

※1 有効期限切れに伴う更新手続きもできません。

※2 住民票の住所変更届はできます。

※3 コンビニエンスストアでの署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定はできます。

## 実施できる手続

下記については、開庁日（5月1日・5月2日）に手続きが可能です。

- ・マイナンバーカードの申請（本庁・各地区ふれあいセンター）
- ・マイナンバーカードの受取（本庁のみ）
- ・マイナンバーカード有効期間変更及び特例期間延長（外国人の手続）（本庁のみ）

## マイナンバーカードを利用した主なサービスの利用

健康保険証としての利用、マイナポイントの申込、マイナポータル、e-Tax（※4）は期間中も利用いただけます。

※4 メンテナンス日を除きます。詳しくはe-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）をご確認ください。